

# 飯能市下水道事業経営戦略プラン

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

飯能市下水道事業

# 目 次

<b>第 1 章 経営戦略プラン策定の趣旨</b>	
1-1 経営戦略プランの策定について	1
1-2 計画期間	1
1-3 計画の位置付け	1
<b>第 2 章 下水道事業の概要</b>	
2-1 下水道事業の沿革	2
2-2 事業計画区域	4
2-3 事業計画及び施設概要	4
<b>第 3 章 下水道事業の現状と課題</b>	
3-1 業務量の推移	8
3-2 下水道使用料の状況	8
3-3 施設の状況	9
3-4 経営分析	9
3-5 今後の課題等	11
<b>第 4 章 基本方針及び主要施策</b>	
4-1 基本方針	12
4-2 基本施策	12
4-3 主要な事業	13
4-4 目標値の設定	14
<b>第 5 章 投資の試算</b>	
5-1 投資に関する考え方	16
5-2 スtockマネジメントの実施	16
5-3 主な建設改良事業	17
5-4 その他	19
<b>第 6 章 財源の試算</b>	
6-1 財源に関する考え方	21
6-2 財源の試算	21
<b>第 7 章 投資・財政計画</b>	
7-1 投資・財政計画策定までの流れ	24
7-2 事業費の計上に当たっての考え方	24
7-3 投資・財政計画	26
<b>第 8 章 フォローアップ</b>	
8-1 進行管理	30
8-2 進捗状況等の公表	30

## 第1章 経営戦略プラン策定の趣旨

### 1-1 経営戦略プランの策定について

公共下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、更には公共用水域の水質保全を図るために欠かすことができない施設であり、将来にわたって安定的にサービスの提供を継続していかなければならない社会基盤の一つです。

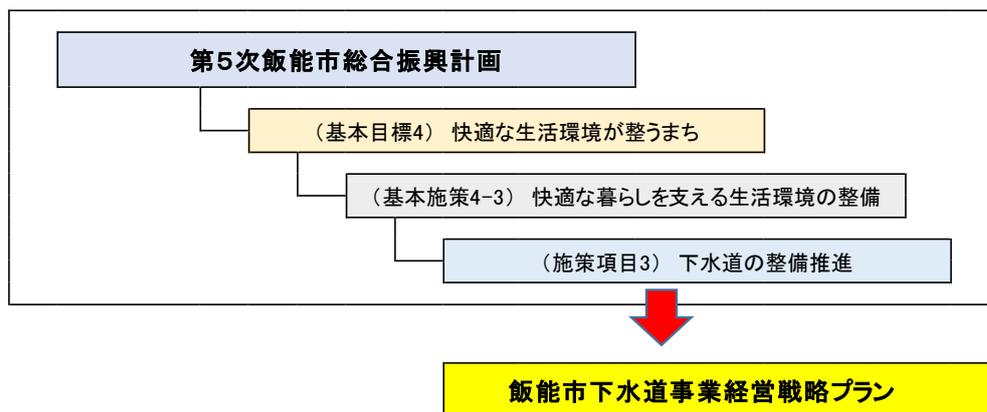
しかしながら、本格的な人口減少社会の到来を迎え、今後の下水道事業経営は一段と厳しさを増すことが予想されており、国からは令和2年度までに経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていくことが求められています。

本市の下水道事業は、平成31年4月1日付で地方公営企業法を適用し公営企業として新たなスタートを切りました。今回策定した「飯能市下水道事業経営戦略プラン」は、本市の下水道事業の基本方針等を明らかにし、その施策を確実に推進していくための投資・財政計画が主な内容となっています。将来にわたって下水道サービスを安定的に提供できるよう、本計画に基づき、着実な事業実施と経営改善に努めてまいります。

### 1-2 計画期間

国が示す「経営戦略策定ガイドライン」では、計画期間は10年以上を基本としていることから、経営戦略プランの計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 1-3 計画の位置付け



飯能市下水道事業経営戦略プランは、第5次飯能市総合振興計画における基本施策の1つである「快適な暮らしを支える生活環境の整備」を推進していくために、下水道事業が策定する基本計画として位置付けます。

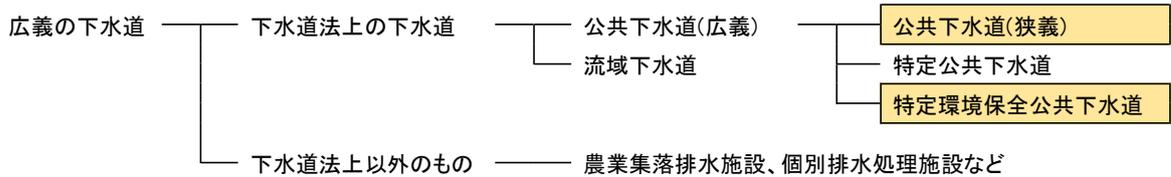
## 第2章 下水道事業の概要

### 2-1 下水道事業の沿革

本市の下水道事業は、昭和28年に事業認可を受け下水道事業を開始しました。昭和41年には最初の終末処理場が建設されましたが、その後、市街地の急速な発展と整備区域の拡大に対応するため用地を拡張し、昭和55年に現在の飯能市浄化センターが建設されました。また、昭和63年には特定環境保全公共下水道の事業認可を受け、平成4年に入間川上流域に原市場浄化センターが建設されました。

埼玉県内の事業体の多くは、県が管理する流域下水道（複数市町村の公共下水道の下水を集め、まとめて処理する広域的下水道）により下水を処理していますが、本市の場合は、市が管理する2つの終末処理場で下水を処理しています。県内で単独の処理場を有し公共下水道事業を行っている市町村は下記のとおりであり、県内で最大級の処理能力を有しています。

#### ◆下水道の種類



#### ◆県内の公共下水道終末処理場一覧表

(令和元年度末現在)

市町村名	処理場名	事業計画処理区域面積(ha)	現況処理人口(人)	現況処理能力(m <sup>3</sup> /日最大)
さいたま市	さいたま市下水処理センター	113	11,560	23,000
熊谷市	妻沼水質管理センター	230	4,336	2,000
秩父市	秩父市下水道センター	1,088	35,238	21,000
飯能市	飯能市浄化センター	1,293	55,609	33,800
	原市場浄化センター	27	735	372
加須市	加須市環境浄化センター	955	50,216	24,920
東松山市	市野川浄化センター	709	32,872	21,500
	高坂浄化センター	383	11,838	8,000
羽生市	羽生市水質浄化センター	599	19,911	10,080
深谷市	深谷市浄化センター	1,370	69,507	30,880
	深谷市岡部浄化センター	125	4,755	1,510
日高市	日高市浄化センター	820	34,199	18,800
神川町	神川町渡瀬浄化センター	76	1,355	900
横瀬町	横瀬町水質管理センター	140	3,232	1,400
坂戸・鶴ヶ島下水道組合	北坂戸水処理センター	652	50,592	25,800
	石井水処理センター	1,199	73,493	48,900
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	毛呂山処理センター	831	37,574	25,700
皆野・長瀬下水道組合	長瀬浄化センター	483	10,494	4,200

下水道整備データ集より

## ◆下水道事業のあゆみ

年 月	主 な 出 来 事	認可面積	認可人口
昭和28.04	・下水道事業認可	78.46 ha	32,870 人
昭和29.03	・下水道条例を制定する		
昭和35.03	・下水道条例を廃止し、新条例を制定する		
昭和37.03	・第1次下水道事業変更認可	98.99 ha	39,600 人
昭和39.02	・第2次下水道事業変更認可	98.99 ha	33,000 人
昭和41.04	・終末処理場の供用を開始する ・使用料の徴収を開始する		
昭和43.12	・第3次下水道事業変更認可	193.01 ha	33,000 人
昭和47.07	・下水道条例を廃止し、新条例を制定する		
昭和49.03	・第4次下水道事業変更認可	412.28 ha	32,430 人
昭和51.04	・使用料改定(第1次改定)		
昭和55.07	・使用料改定(第2次改定) ・終末処理場(浄化センター)の供用を開始する		
昭和58.03	・第5次下水道事業変更認可	660.00 ha	40,500 人
昭和58.06	・使用料改定(第3次改定)		
昭和61.11	・第6次下水道事業変更認可	660.00 ha	42,500 人
昭和63.01	・第7次下水道事業変更認可	660.00 ha	42,500 人
昭和63.09	・原市場特定環境保全公共下水道事業が認可される		
平成02.12	・使用料改定(第4次改定)		
平成03.03	・第8次下水道事業変更認可	738.00 ha	42,500 人
平成04.04	・原市場特定環境保全公共下水道の供用を開始する		
平成05.02	・第9次下水道事業変更認可	775.00 ha	42,500 人
平成05.07	・第10次下水道事業変更認可	775.00 ha	42,500 人
平成06.03	・東橋汚水中継ポンプ場、大沢橋汚水中継ポンプ場の供用を開始する		
平成08.03	・第11次下水道事業変更認可	1,166.00 ha	63,000 人
平成08.04	・使用料の消費税率3%転嫁		
平成10.04	・使用料の消費税率5%転嫁		
平成11.04	・使用料改定(第5次改定)		
平成12.07	・第12次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	71,500 人
平成16.03	・終末処理場(旧施設)を廃止する		
平成17.04	・使用料改定(第6次改定)		
平成18.03	・第13次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	63,400 人
平成18.10	・第14次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	62,200 人
平成20.03	・第15次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	62,200 人
平成22.03	・第16次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	51,480 人
平成23.03	・第17次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	51,480 人
平成23.04	・使用料改定(第7次改定)		
平成25.01	・岩沢汚水中継ポンプ場の供用を開始する		
平成26.03	・第18次下水道事業変更認可	1,293.00 ha	51,230 人
平成26.04	・使用料の消費税及び地方消費税率8%転嫁		
平成26.10	・使用料改定(第8次改定)		
平成27.10	・大規模太陽光発電事業を開始する		
平成30.02	・第19次下水道事業変更認可	1,293.00 ha	49,970 人
平成30.04	・阿須汚水中継ポンプ場の供用を開始する		
平成31.04	・地方公営企業法を全面適用		
令和元.10	・使用料の消費税及び地方消費税率10%転嫁		
令和02.03	・第20次下水道事業変更認可	1,293.00 ha	49,970 人

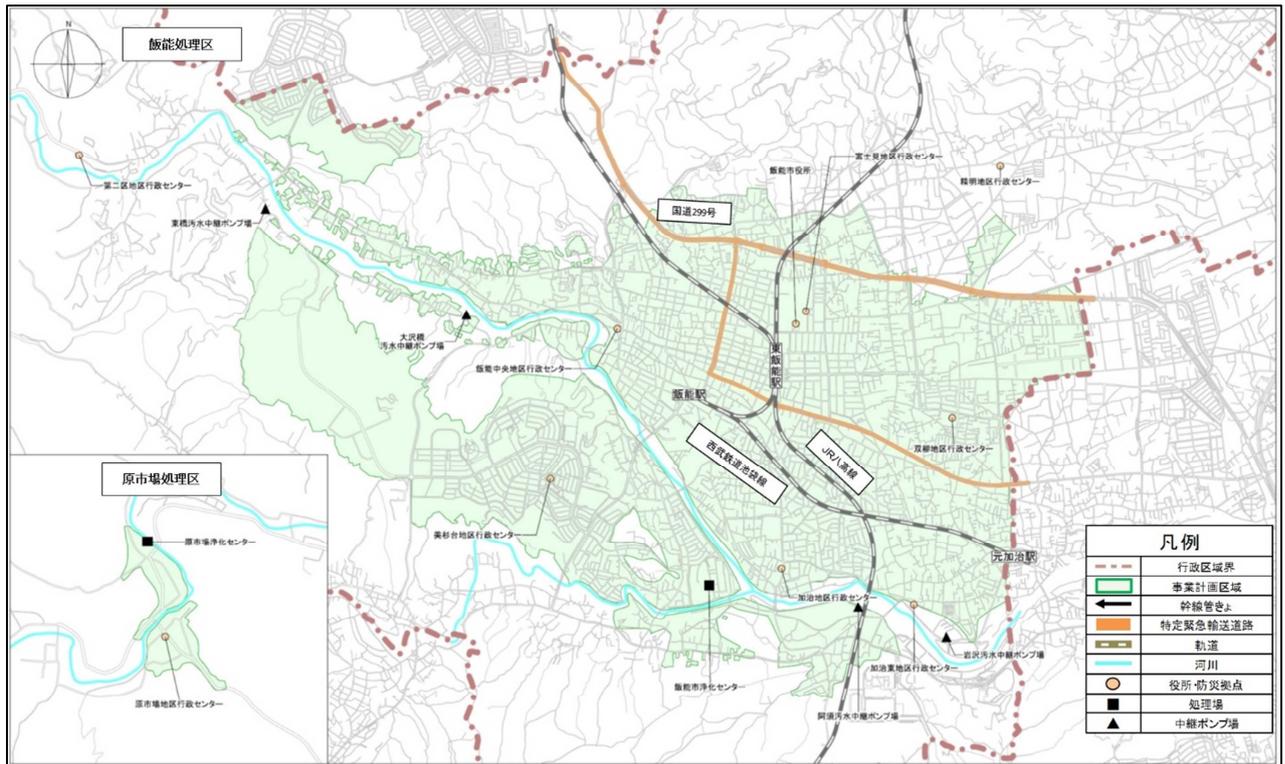
## 2-2 事業計画区域

本市の下水道事業は、公共下水道事業（飯能処理区）と特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）の2つの事業計画区域を有しています。

現在、原市場処理区の管きょ整備は完了しており、主に飯能処理区の土地区画整理事業地内を対象として污水管整備を実施しています。それぞれの事業計画区域は下図のとおりです。

### ◆事業計画区域

（令和元年度末現在）



## 2-3 事業計画及び施設概要

### (1) 公共下水道事業（飯能処理区）

飯能市公共下水道事業は、昭和28年に事業認可を取得し、事業を開始以降20次にわたる変更を行い現在に至っています。令和元年度末までに汚水処理区域面積1,045ha、雨水排水区域面積611haを整備し、汚水の事業計画に対する整備率（進捗率）は80.9%となっています。

征矢町にある終末処理場は、昭和41年に供用を開始しましたが、市街地の開発による人口増や生活水準の向上による汚水処理量の増加に対処するため、昭和51年に施設の増設に着手し、昭和55年に飯能市浄化センターとして供用を開始しました。飯能処理区における管きょの総延長は約283kmで、下水道管は勾配を利用して汚水を処理場へ流下させるため、処理区域内には4か所の汚水中継ポンプ場と51か所のマンホールポンプ場を設置しています。

◆公共下水道(飯能処理区)の事業計画と整備状況

(令和元年度末現在)

項目	事業計画	現況	現況/事業	
汚水処理区域面積	1,293 ha	1,045 ha	80.9 %	
合流	373 ha	356 ha	95.4 %	
分流	920 ha	689 ha	74.9 %	
雨水排水区域面積	1,156 ha	611 ha	52.8 %	
合流	372 ha	356 ha	95.7 %	
分流	784 ha	255 ha	32.5 %	
下水道計画人口	49,970 人	55,609 人	111.3 %	
管 き よ	汚水管延長(幹線)	35,130 m	33,307 m	94.8 %
	雨水管延長(幹線)	11,390 m	2,049 m	18.0 %
汚水中継ポンプ場	4 か所	4 か所	100.0 %	
処理場	1 か所	1 か所	100.0 %	

◆飯能市浄化センターの概要

(令和元年度末現在)

施設名		所在地		放流水域	運転開始年月
飯能市浄化センター		飯能市征矢町31-17		成木川	S41.4
敷地面積(m <sup>2</sup> )	処理面積(ha)	処理人口(人)	処理能力(m <sup>3</sup> /日)	排除方式	処理方式
47,605	1,045.4	55,609	33,800	分流・合流	標準活性汚泥法



(飯能市浄化センター)

◆汚水中継ポンプ場の概要

(令和元年度末現在)

名称	阿須汚水中継ポンプ場	東橋汚水中継ポンプ場	大沢橋汚水中継ポンプ場	岩沢汚水中継ポンプ場
位置	飯能市大字阿須	飯能市大字小岩井	飯能市大字大河原	飯能市大字岩沢
敷地面積	1,500m <sup>2</sup>	190m <sup>2</sup>	160m <sup>2</sup>	520m <sup>2</sup>
計画汚水量	9.857m <sup>3</sup> /分 時間最大	1.08m <sup>3</sup> /分 時間最大	1.277m <sup>3</sup> /分 時間最大	6.139m <sup>3</sup> /分 時間最大
ポンプ台数	4台	2台	2台	4台
供用開始	平成30年4月	平成6年3月	平成6年3月	平成25年1月



(阿須汚水中継ポンプ場)



(東橋汚水中継ポンプ場)



(大沢橋汚水中継ポンプ場)



(岩沢汚水中継ポンプ場)

## (2) 特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）

原市場地区特定環境保全公共下水道事業は、昭和63年に事業認可を取得し、平成4年4月に供用を開始しました。これまでに汚水処理面積27haを整備し、管きよの総延長は約6kmとなっています。また、処理区域内には5か所のマンホールポンプ場を所有しています。

本市では、入間川上流に位置する原市場・名栗地区を清流保全区域として位置付け、原市場・名栗清流保全実施計画に基づき、合併処理浄化槽と特定環境保全公共下水道による生活環境の向上、水質及び自然環境の保全を推進しています。

### ◆特定環境保全公共下水道(原市場処理区)の事業計画と整備状況 (令和元年度末現在)

項目	事業計画	現況	現況/事業
汚水処理区域面積	27 ha	27 ha	100.0 %
合流	0 ha	0 ha	- %
分流	27 ha	27 ha	100.0 %
処理人口	770 人	735 人	95.5 %
汚水管延長(幹線)	130 m	130 m	100.0 %
汚水中継ポンプ場	0 か所	0 か所	- %
処理場	1 か所	1 か所	100.0 %

### ◆原市場浄化センターの概要 (令和元年度末現在)

施設名		所在地		放流水域	運転開始年月
原市場浄化センター		飯能市大字原市場567-3		妻沢川	H4. 4
敷地面積(m <sup>2</sup> )	処理面積(ha)	処理人口(人)	処理能力(m <sup>3</sup> /日)	排除方式	処理方式
880	27	735	372	分流	回分式活性汚泥法



(原市場浄化センター)

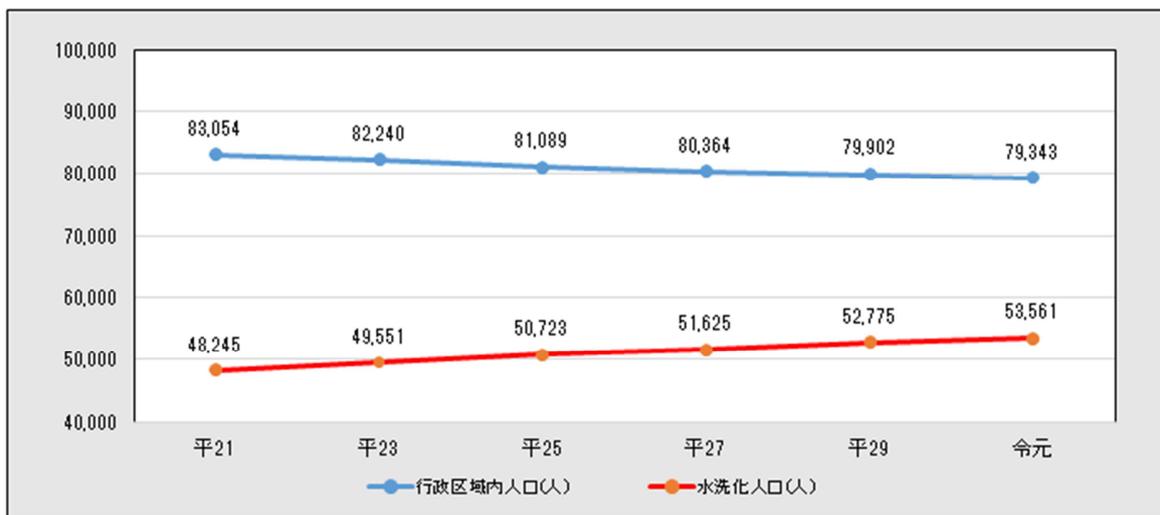
## 第3章 下水道事業の現状と課題

### 3-1 業務量の推移

直近10年間における業務量の推移をみると、行政区域内人口は減少傾向が続いていますが、未整備地域への管きょ整備により排水処理区域面積が拡大しているため、処理区域内人口及び普及率は年々増加しています。また、水洗化人口の増加や企業立地等により、下水道使用料の徴収の対象となる年間有収水量も増加傾向となっています。

指標	平21	平23	平25	平27	平29	令元	状況
行政区域内人口(人)	83,054	82,240	81,089	80,364	79,902	79,343	▼
処理区域内人口(人)	51,571	52,032	53,129	53,912	55,425	56,344	▲
普及率(%)	62.1	63.3	65.5	67.1	69.4	71.0	▲
水洗化人口(人)	48,245	49,551	50,723	51,625	52,775	53,561	▲
処理区域面積(ha)	857	960	1,016	1,026	1,053	1,072	▲
年間処理量(m <sup>3</sup> )	8,583,097	9,001,019	8,337,478	8,601,324	8,457,670	9,726,083	—
汚水処理量(m <sup>3</sup> )	7,385,517	6,633,709	6,294,558	6,723,259	6,551,100	7,198,212	▲
雨水処理量(m <sup>3</sup> )	1,197,580	2,367,310	2,042,920	1,878,065	1,906,570	2,527,871	—
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	5,671,488	5,604,182	5,647,205	5,667,665	5,730,145	5,983,287	▲
有収率(%)	76.8	84.5	89.7	84.3	87.5	83.1	—

#### ◆行政区域内人口と水洗化人口の推移



### 3-2 下水道使用料の状況

直近10年間における使用料収入の推移をみると、2度の使用料改定や有収水量の増加に伴い、飯能処理区では増加していますが、原市場処理区では、人口の減少に伴い近年は減少傾向となっています。

## ◆下水道使用料収入の推移

(単位: 税込円)

年度	公共下水 (飯能処理区)	特環下水 (原市場処理区)	計	摘要
平21	625,553,355	9,957,540	635,510,895	
平22	637,433,359	9,914,253	647,347,612	
平23	735,126,010	11,576,841	746,702,851	※使用料改定(4月)
平24	741,790,674	11,808,191	753,598,865	
平25	746,213,088	11,546,994	757,760,082	
平26	798,572,025	12,355,400	810,927,425	※消費税率8%(4月)、使用料改定(10月)
平27	875,196,843	13,111,273	888,308,116	
平28	878,067,794	12,578,320	890,646,114	
平29	885,200,524	12,342,363	897,542,887	
平30	896,227,619	11,805,344	908,032,963	
令元	948,209,300	11,504,169	959,713,469	※消費税率10%(10月)

## 3-3 施設の状況

飯能市浄化センターは、建設から40年以上が経過し、電気設備や機械設備を中心に老朽化が進行しています。また、管きょ施設についても、布設から50年を経過した管きょの割合が今後増加していく見込みです。

## ◆管きょ老朽化率の推移

区分	平21	平23	平25	平27	平29	令元
管きょ総延長(km)	227	247	270	273	285	289
法定耐用年数を経過した管きょ延長(km)	11	13	26	31	34	36
管きょ老朽化率(%)	4.8	5.3	9.6	11.4	11.9	12.5

## 3-4 経営分析

下水道事業における経営指標を活用して、事業規模の類似する団体や全国平均との比較を行います。総務省の類型区分に基づく本市の分類は、「B b 1」となっています。

## ◆総務省の類型区分一覧表

処理区域内 人口別区分	有収水量 密度別区分	供用開始後 年度別区分	類型区分
A 10万人以上	a 7.5千 $m^3$ /ha以上	1 25年以上	<b>飯能市 (B b 1)</b> (人口別) 56,344人 (密度別) 5,581千 $m^3$ /ha (年度別) 53年
B 5万人以上 10万人未満	b 5.0千 $m^3$ 以上 7.5千 $m^3$ /ha未満	2 15年以上25年未満	
C 1万人以上 5万人未満	c 2.5千 $m^3$ /ha以上 5.0千 $m^3$ /ha未満	3 5年以上15年未満	
D 5千人以上 1万人未満	d 2.5千 $m^3$ /ha未満	4 5年未満	

## ◆経営指標比較

経営指標	単位	飯能市	類似団体	全国平均
ア. 一般家庭使用料(1ヵ月20㎡あたり)	円/月	2,360	2,335	2,783
イ. 処理区域内人口密度	人/ha	53	56	61
ウ. 施設利用率	%	65.8	64.5	63.4
エ. 有収率	%	83.1	86.6	81.4
オ. 水洗化率	%	95.1	94.4	95.2
カ. 使用料単価	円/㎡	147.61	134.01	137.95
キ. 汚水処理原価	円/㎡	153.16	145.70	136.70
ク. 経費回収率	%	96.4	92.0	100.9
ケ. 処理区域1人あたりの管理運営費(汚水分)	円/人	16,265	15,684	14,716
コ. 経常収支比率	%	109.6	94.2	101.8
サ. 自己資本構成比率	%	69.1	61.7	59.8
シ. 固定資産対長期資本比率	%	103.0	100.8	101.5
ス. 処理区域内人口1人あたりの企業債残高	千円/人	165	179	202

(注)飯能市は令和元年度決算値、類似団体及び全国平均は平成30年度決算値

経営指標による比較では、各指標とも類似団体及び全国平均に比べ突出した数値はありませんが、本市の特徴として市単独の処理場で汚水を処理していることから、処理場費（維持管理費）と減価償却費（資本費）の割合が高いため、汚水処理原価が他と比較して高い数値となっています。

また、令和元年度決算では、使用料単価（147.61円）が汚水処理原価（153.16円）を下回る逆ザヤ（△5.55円）の状況となっており、使用料による汚水処理費の回収程度を示す経費回収率は96.4%で、全国平均を下回っている状況です。

## ◆汚水処理原価の内訳

区分	飯能市	汚水処理単価 に占める割合	比較		
			類似団体	全国平均	
◇維持管理費	管渠費	2.26円	1.5%	/	/
	ポンプ場費	8.31円	5.4%		
	処理場費	55.65円	36.3%		
	その他	16.50円	10.8%		
	計	82.72円	54.0%		
◇資本費	企業債利息	18.42円	12.0%	/	/
	減価償却費	52.02円	34.0%		
	計	70.44円	46.0%		
計	153.16円	100%	145.70円	136.70円	

## ◆使用料単価と汚水処理原価

$$\text{使用料単価} = \frac{\text{使用料収入 } 883,182,118\text{円}}{\text{年間有収水量 } 5,983,287\text{m}^3} \times 100 = \mathbf{147.61\text{円}}$$

$$\text{汚水処理原価} = \frac{\text{汚水処理費 } 916,426,361\text{円}}{\text{年間有収水量 } 5,983,287\text{m}^3} \times 100 = \mathbf{153.16\text{円}}$$

### 3-5 今後の課題等

#### (1) 人口減少社会の到来に伴う使用料収入の減少

平成30年12月に公表された、国の「下水道財政のあり方に関する研究会」の中間報告書では、今後、人口の減少に伴い下水道の有収水量は減少傾向となり、特に事業規模の小さい事業体においては有収水量の減少が大きくなる傾向であるとの予測が報告されています。

本市においては、行政人口は減少しているものの、排水処理区域の拡大等により現在のところ有収水量は増加している状況です。しかしながら、将来的には下水道が整備された区域においても人口減少が進行し、少子高齢化や節水型社会の進展によって使用料収入が減少に転じることも見込まれます。

今後の事業経営は一段と厳しさを増すことが予想されるため、将来の人口動態や社会環境の変化等を踏まえた事業経営のあり方を検討していく必要があります。

#### (2) 施設の老朽化と更新費用の増大

飯能市浄化センターは、建設から40年以上が経過し、電気設備や機械設備を中心とした施設の老朽化が進んでおり故障等のリスクが高まっています。また、管きょ施設についても、法定耐用年数である50年を経過する管路が今後増加するため、老朽化に起因する陥没事故や不明水の増加等により、維持管理費の増大が懸念される状況です。

老朽化した施設の更新には多額の費用を要するため、更新費用の財源確保が大きな課題となっています。

#### (3) 自然災害への対応

近年は、大規模地震に備えた地震対策に加え、気候変動による記録的な大雨などによる浸水被害が全国で多発していることから、浸水対策の重要性が高まっています。

地震や集中豪雨等の自然災害により下水道施設が被災し、排水処理機能が低下した場合は、公共用水域の水質悪化や下水道の使用不能により、住民の生命や社会活動に重大な影響を与えることから、有事の際にも最低限の機能を確保できるよう計画的に防災・減災対策を講じていく必要があります。

#### (4) 人材の育成及び組織体制の構築

民間活力の導入を進める中で、中小規模の事業体においては、下水道に関する技術やノウハウの継承と将来を担う職員の人材育成が喫緊の課題となっています。また、近年においては、自然災害の対応に加え、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に対する危機管理意識の高まりや働き方改革の浸透などによって、生活様式や労働環境にも大きな変化が生じています。

こうした内部環境の変化や新たな事象に柔軟に対応していくためには、将来を見据えた人材の育成と組織体制の強化を図っていく必要があります。

## 第4章 基本方針及び主要施策

### 4-1 基本方針

「生活環境の改善」、「浸水の防除」、「公共用水域の保全」という下水道事業の果たすべき役割を踏まえた事業の推進と、地方公営企業としての経済性を発揮した効率的かつ計画的な財政組織マネジメントにより、将来にわたって持続可能な経営基盤の構築に取り組みます。

『下水道事業の果たすべき役割を踏まえた事業の推進』と『効率的かつ計画的な財政組織マネジメント』により、将来にわたり持続可能な経営基盤を構築する。

### 4-2 基本施策

#### (1) 下水道普及率の向上

生活環境の改善と都市の健全な発達を図るため、事業計画区域内における下水道未整備地区への下水道管路の整備を推進し、公共下水道の普及率の向上に努めます。

#### (2) 災害に強い施設の構築

施設の耐震化や雨水管の整備などの防災・減災対策を推進するとともに、老朽化した施設を計画的に更新し、災害に強い下水道施設の構築を目指します。

#### (3) 適正な水質管理の実施

入間川上流域に位置する本市の責務として、汚水処理施設の適正な運転管理と水質管理を徹底し、公共用水域の水質保全に努めます。

#### (4) 経営基盤の強化

業務の見直しや効率化による経費節減に努めるとともに、中長期的な視点に立った財政組織マネジメントにより、経営基盤の強化に取り組みます。

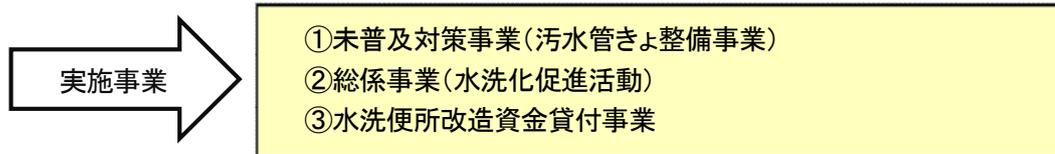


### 4-3 主要な事業

#### (1) 下水道普及率の向上

土地区画整理事業に併せた污水管きよの整備等により、下水道普及率は着実に上昇しており、今後も引き続き、関係部署と連携して未整備地区への管きよ整備を進めていきます。

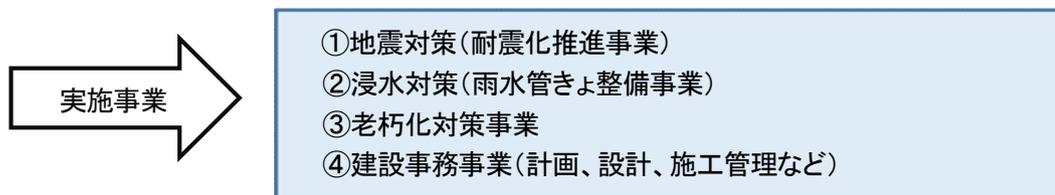
また、整備済区域の未接続世帯に対しては、戸別訪問等による水洗化促進活動を実施するとともに、無利子である飯能市水洗便所改造資金貸付制度の周知を図り、浄化槽からの切替による公衆衛生の向上と水洗化人口の増加を目指します。



#### (2) 災害に強い施設の構築

近年は、豪雨被害や大規模地震などの自然災害に備えた防災・減災対策は、下水道事業においても喫緊の課題となっています。平成30年度から施設の耐震工事や雨水幹線の建設に着手し、災害に強い施設の構築を進めていますが、今後も関係部署と連携し、地域の実情に応じた地震被害、浸水被害の軽減に努めていきます。

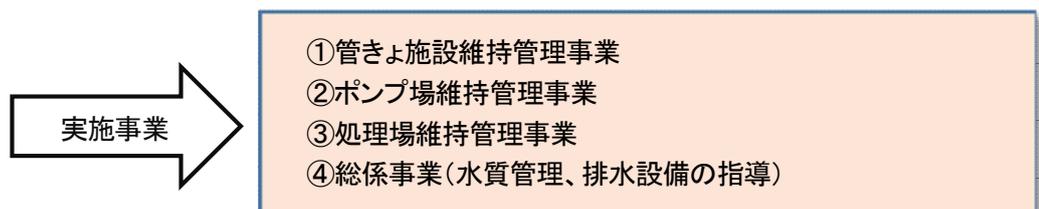
また、老朽化した施設の更新に当たっては、ストックマネジメント計画に基づき、事業費の平準化、設備の長寿命化、最適化、効率化等の検討を行い、更新費用や維持管理コストの低減に努めながら計画的に事業を推進していきます。



#### (3) 適正な水質管理の実施

本市は、入間川上流域に位置し、2つの終末処理場を有していることから、污水处理施設の運転管理に関しては、水質汚濁防止法などに定められている放流水の排水基準よりも厳しい目標値を設定し、公共用水域の水質保全に努めていきます。

また、本市の一部地区では、污水と雨水を同一の管で処理する合流管が布設されていることから、降雨時における河川への放流水に対する水質検査や、下水道に排除する事業場等の排水に対する適切な指導を行うなど、法令に則った適正な水質管理に取り組んでいきます。



#### (4) 経営基盤の強化

地方公営企業は、企業としての経済性を十分発揮し、独立採算による事業経営が強く求められています。支出面においては、定員の適正化に留意しつつ、更なるアウトソーシングの推進や業務の効率化による経費節減に努めるとともに、収入面においては、使用料の適正化による安定財源の確保や国庫補助金の有効活用、企業債の適正な借入等により、財政基盤の強化と経営の健全化に取り組んでいきます。また、技術の継承を踏まえつつ、組織の活性化や人材育成などの内部組織体制の整備に取り組み、市民サービスの向上に努めていきます。



- ①使用料徴収事業
- ②総係事業(広報啓発活動、経営管理など)
- ③企業債償還事業
- ④大規模太陽光発電事業

#### 4-4 目標値の設定

計画期間においては、下水道事業における代表的な指標を用い、4つの目標値を定めて事業の進捗管理を行っていきます。

##### ①下水道普及率

行政区域内人口に対し、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示す割合で、下水道の整備状況を表す代表的な指標です。行政区域内の人口動態に影響される面もありますが、未整備地区への管きょ整備を進めることにより最終年度における普及率を74.0%に設定します。

指標 ①	現況 令元	目標値	
		令7	令12
下水道普及率(%)	71.0	73.0	74.0

$$\text{下水道普及率} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

##### ②経費回収率

下水道使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標で、使用料水準等を評価することが可能です。数値が100%を下回っている場合は、汚水処理に係る費用が使用料収入以外の収入で賄われていることを意味するため、計画期間内における目標値を100%に設定します。

指標 ②	現況 令元	目標値	
		令7	令12
経費回収率(%)	96.4	98.0	100

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

### ③企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握・分析し、適正な数値になっているかを判断するための指標です。

企業債は、後年度に返済しなければならない負債であることから、最終年度における目標値を90.0%に設定し、企業債残高の削減を図っていきます。

指標 ③	現況 令元	目標値	
		令7	令12
企業債残高対事業規模比率(%)	1014.5	950.0	900.0

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = \frac{\text{企業債現在高(一般会計等負担金を除く)}}{\text{営業収益－雨水処理負担金}} \times 100$$

### ④放流水1リットル当たりのBOD値

水質汚濁を示す代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、水中の有機物（汚れ）などを微生物が分解するときに必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなります。

終末処理場から河川に排出される放流水については、水質汚濁防止法等で排水基準値が定められていますが、「飯能公共下水道計画」における計画放流水質の目標値を15 mg/ℓ以下とし、県条例の上乗せ基準値である20 mg/ℓ（日間平均）よりも更に厳しい目標値を設定し、公共用水域の保全に努めていきます。

指標 ④	現況 令元	目標値	
		令7	令12
放流水1リットル当たりのBOD値(mg/ℓ)	2mg/ℓ	15mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下

(参考)

令和2年4月現在

#### ◆下水道からの放流水の水質基準について

下水道から公共用水域に放流される水の水質については、水質汚濁防止法により全国一律に定められた基準（一律排水基準）と、県が埼玉県生活環境保全条例により独自で定めた基準（上乗せ基準）とがあります。下水道終末処理施設における基準値は次のとおりとなっています。

法令等	生物化学的酸素要求量(BOD)の許容限度
水質汚濁防止法(一律排水基準)	160mg/ℓ (※日間平均120mg/ℓ)
埼玉県生活環境保全条例(上乗せ基準)	25mg/ℓ (※日間平均20mg/ℓ)

※「日間平均」による許容限度額は、1日排出水の平均的な汚水状況について定めたもの

## 第5章 投資の試算

### 5-1 投資に関する考え方

- 新規投資については、市の基本施策である「快適な暮らしを支える生活環境の整備」を推進するため、引き続き関係部署と連携して、下水道未整備地区への管きょ整備を進めていきます。
- 更新投資については、ストックマネジメントの知見を活用した投資の優先付けを行うとともに、長寿命化を図るための更新手法の検討や国庫補助制度等の有効活用により、可能な限り更新費用の低減に努めていきます。
- 維持管理事業については、民間の技術力等を活用した更なるアウトソーシングを進め、事業の効率化を図っていきます。また、民間委託の推進に当たっては、行政責任の確保に留意し、受託事業者に対する履行監視や評価する体制を更に強化し、適正かつ透明性を持って事業を進めていきます。

### 5-2 スtockマネジメントの実施

ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。本市では平成29～30年度にかけて、ストックマネジメント計画実施方針（管路施設及び処理場・ポンプ場施設）の策定を行いました。

実施方針における最適な改築シミュレーションでは、法定耐用年数で更新した場合と比べ大幅なコスト縮減が図られる内容となっています。しかしながら、当該事業費は主に老朽化対策事業としての位置付けであるため、その他の建設改良事業とのバランスに加え、事業の必要性を再度検証した上で、予算に反映させていく必要があります。

#### ◆下水道施設の改築シミュレーション

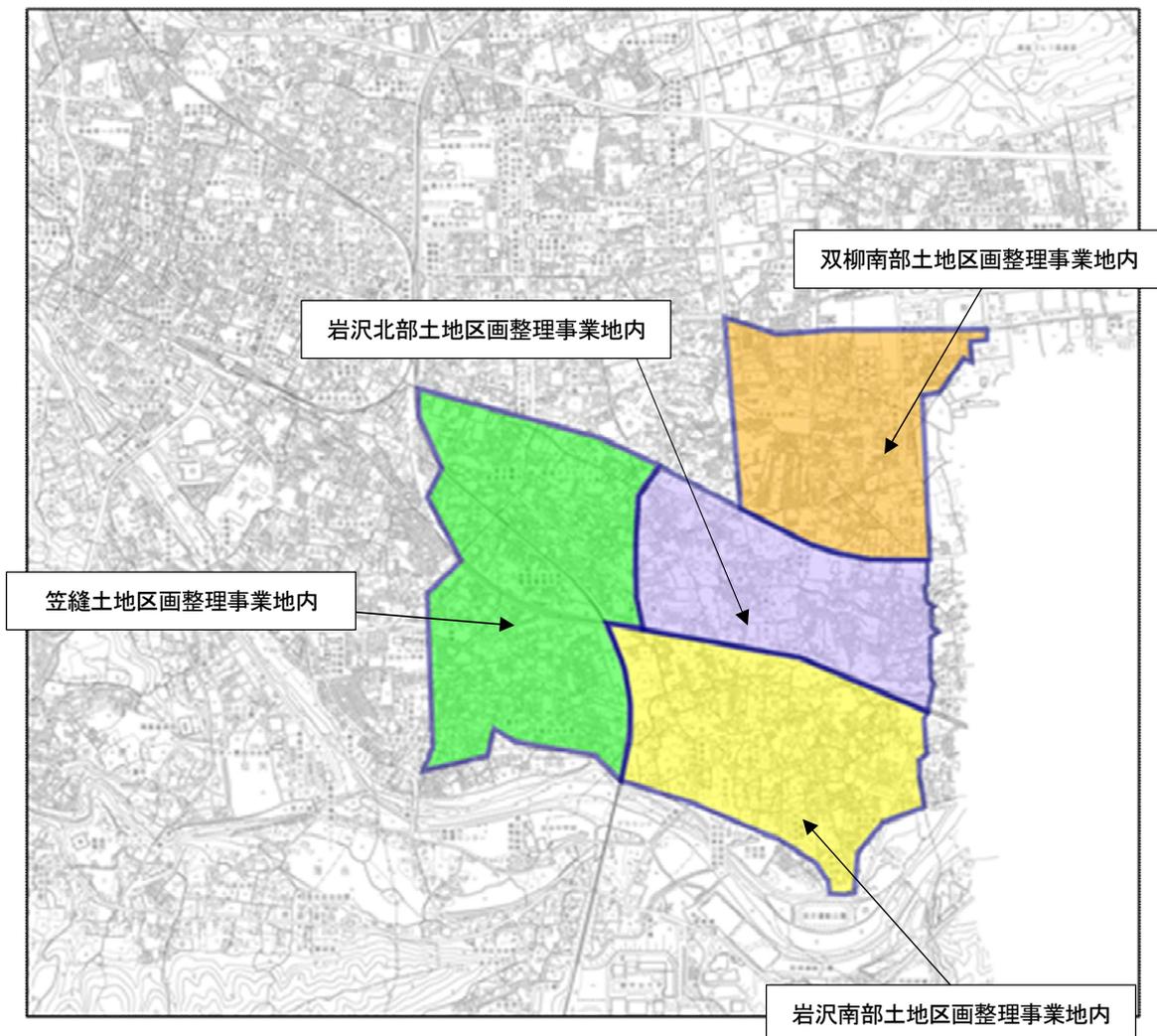
項目	施設	改築事業費	
		50年あたり	1年あたり
(1) 標準耐用年数で更新した場合	管路施設	65,264 百万円	1,305 百万円
	処理場・ポンプ場施設	41,500 百万円	830 百万円
	計	106,764 百万円	2,135 百万円
(2) 最適な改築シミュレーション 標準耐用年数×1.5	管路施設	38,350 百万円	767 百万円
	処理場・ポンプ場施設	17,839 百万円	357 百万円
	計	56,189 百万円	1,124 百万円
コスト縮減額 (1)-(2)	管路施設	26,914 百万円	538 百万円
	処理場・ポンプ場施設	23,661 百万円	473 百万円
	計	50,575 百万円	1,011 百万円

### 5-3 主な建設改良事業

#### (1) 未普及対策事業（污水管きよ整備事業）

土地区画整理事業地内を中心とした管きよ整備によって、排水処理区域面積は着実に増加していますが、事業計画区域内には未整備地区が点在していることから、早期の下水道整備が必要です。

計画期間においては、土地区画整理事業地内の岩沢地区及び双柳地区を中心に、関係部署と連携を密にし、効率的に管きよ整備を進めていきます。



#### (2) 老朽化対策事業

飯能市浄化センターは、平成19～24年度にかけて第1期再構築事業として水処理施設の更新などに取り組んできましたが、経年劣化により電気・機械設備を中心に老朽化が進んでいます。また、管路施設についても、合流地区を中心に整備されてきた管きよが徐々に法定耐用年数を迎えており、施設の故障による処理機能の低下や陥没事故等の発生が懸念されます。

計画期間においては、これら老朽化した施設を着実に更新していくため、ストックマネジメント調査の結果を踏まえ、可能な限り長寿命化を図るほか、更新に当たっては、耐震工事と連動して行うなど、更新費用や維持管理コストの低減に努めていきます。

### (3) 地震対策事業（耐震化推進事業）

平成 28 年度に策定した飯能市下水道総合地震対策計画に基づき、平成 30 年度から重要管路や飯能市浄化センターの主要施設の耐震化を進めています。

計画期間においても、緊急に実施すべき対策として位置付けた施設の耐震化を実施し、災害時における簡易処理機能や揚水機能の確保を図っていきます。また、耐震診断が未実施の施設についても段階的に調査を実施し、調査結果に基づき必要な対策を行っていきます。

#### ◆総合地震対策計画（平成 29～令和 3 年度）の概要

緊急に実施すべき 対策（整備概要）	<p>(1)管路施設・・・流下機能の確保及び交通機能の確保</p> <p>a)避難所及び中央防災拠点（飯能市役所）の汚水を受ける管路施設に対する耐震診断、耐震設計及び耐震化 ：飯能処理区 L=約3.7km(83路線)</p> <p>b)緊急輸送道路の内、地域間輸送を担う主要な路線（国道299号）を占用する管路施設に対する耐震診断、耐震設計及び耐震化 ：飯能処理区 L=約1.6km(50路線)</p> <p>c)軌道を横断する管路施設に対する耐震診断及び耐震化 ：飯能処理区 L=約0.2km(7路線)</p> <p>(2)処理施設（飯能市浄化センター）</p> <p>a)人命の確保 ・管理本館の耐震補強</p> <p>b)簡易処理機能の確保 ・最初沈殿池（3系列）、高速ろ過池、塩素混和池（2期工事）の耐震補強 ・エキスパンションジョイント（塩素混和池）の可とう化</p> <p>c)揚水機能の確保 ・沈砂池・ブロー棟の耐震設計</p>
----------------------	---



#### （実施事業）

(1)管路施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震診断（R01）</li> <li>・防災拠点からの汚水を受ける原町川寺幹線の耐震化工事（R01）</li> </ul>
(2)処理施設 （飯能市浄化センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理本館、塩素混和池の耐震工事（H30～R01）</li> <li>・最初沈殿池3系列、高速ろ過池の耐震工事（R02～R03）</li> </ul>

### (4) 浸水対策事業（雨水管きよ整備事業）

近年は、都市化の進展や気候変動に起因する集中豪雨等による浸水被害が全国で報告されており、自然災害に備えた浸水対策は喫緊の課題となっています。

現在、土地区画整理事業の進展により都市化が進んでいる笠縫地区において、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の計画で笠縫雨水幹線建設工事を進めています。本工事は、区画整理事務所脇の雨水調整池から入間川までの区間に大口径の雨水管を整備するものです。

また、原町・新町地区における浸水被害の軽減を図るため、建設部や関係機関と連携し被害の軽減に努めていきます。

## 5-4 その他

### (1) 特定環境保全公共下水道の投資等に関する考え方

事業計画に基づいた特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）の施設整備は、既に完了していますが、供用開始から30年近くが経過し、原市場浄化センターを中心に施設の老朽化が進んでいます。

処理場やマンホールポンプ場の維持管理業務については、公共下水道事業（飯能処理区）と連携して実施しており、今後も水質検査や施設の運転管理などの委託業務を、公共下水道と一体で実施することで、業務の効率化と経費節減に取り組んでいきます。

原市場浄化センターについては、電気・機械設備を中心に老朽化が進んでいるため、必要な修繕を実施し、水処理に支障が生じないよう適正な機能維持に取り組むことで、清流保全区域における自然環境の保全に努めていきます。

### (2) 公共下水道とし尿処理施設の統廃合や共同化の検討

公共下水道の処理区域外におけるし尿や浄化槽汚泥については、征矢町にある飯能市環境センター（し尿処理施設）で処理していますが、山間部を中心に人口が減少しているため、浄化槽を使用している商業施設を除き、し尿等の処理水量は年々減少傾向にあります。

所管課（資源循環推進課）においては、施設の老朽化の状況も含めて、今後のし尿処理施設のあり方を検討しており、下水道事業としても、公共下水道との統廃合や共同化について、関係部署と連携して検討していきます。

また、埼玉県生活排水処理施設整備構想における取組事項である、下水汚泥の共同処理についても検討していきます。



(飯能市環境センター)

### (3) アウトソーシングの推進と履行監視・評価体制の強化

施設の維持管理業務に関しては、民間の技術力等を活用した更なる包括的な委託化を進め、業務の効率化を図っていきます。また、アウトソーシングを推進するに当たっては、行政責任の確保に留意し、受託事業者の業務執行に対する履行監視や要求水準等の達成状況を評価する体制を更に強化し、適正かつ透明性を持って事業を進めていきます。

### (4) 内部組織体制の整備

アウトソーシングの推進は、民間の有する技術とノウハウの活用により、住民サービスの向上やコスト削減等の効果が期待される一方で、内部環境としては、専門性を有した職員の確保が難しくなり、技術の継承等にも課題が残ります。

計画期間においては、更なる業務の委託化による職員定数の削減等について検討していきますが、事業運営に支障が生じないよう、適正な定員管理の下、新技術やICT（情報通信技術）を活用した業務の効率化を進めるとともに、将来を見据えた人材育成を進め、持続可能な組織体制の整備に取り組んでいきます。

## 第6章 財源の試算

### 6-1 財源に関する考え方

下水道事業に係る経費の負担区分は、「汚水私費・雨水公費」の原則に基づき、汚水処理に要する経費については事業収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算性が求められています。一方で、雨水処理に要する経費や公共用水域の水質保全への効果が高い経費の一部などについては、公的な便益も認められることから公費により負担することとされています。

現状においては、自己資金（内部留保資金）が不足しているため、事業収入で賄うべき事業費の一部を一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況ですが、今後は、企業としての経済性を十分発揮し、更なる業務の見直しや経費削減を図りながら、適正な使用料の検討、補助制度の有効活用、適正な企業債借入など、中長期的な視点に立った財源方策により基準外の繰入金を減らし、自立した事業経営に向けて取り組んでいきます。

### 6-2 財源の試算

#### (1) 下水道使用料

使用料収入は、排水処理区域の拡大や企業立地等により近年は順調に増加してきましたが、本格的な人口減少社会の到来を迎え、中長期的には減少していくことが予想されます。

計画期間においては、未整備地区への積極的な管きょ整備と水洗化促進活動の推進により使用料収入を確保し、現行の使用料水準を維持していく方針とします。

しかしながら、施設の老朽化に伴う維持管理費や更新需要の増高に伴い、汚水処理原価が増加することも予想されるため、健全な事業経営を維持していくためには、適切な時期に適正な水準で使用料改定を行う必要があります。

#### (2) 受益者負担金及び分担金

受益者負担金は、下水道建設に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づき、公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者等に賦課徴収する負担金です。また、原市場処理区については、飯能市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例に基づき賦課徴収しています。未整備地区への管きょ整備等に伴い、新たな受益者に対しては、負担金及び分担金を適正に賦課徴収し、建設改良事業の財源確保を図っていきます。

#### (3) 国庫補助金

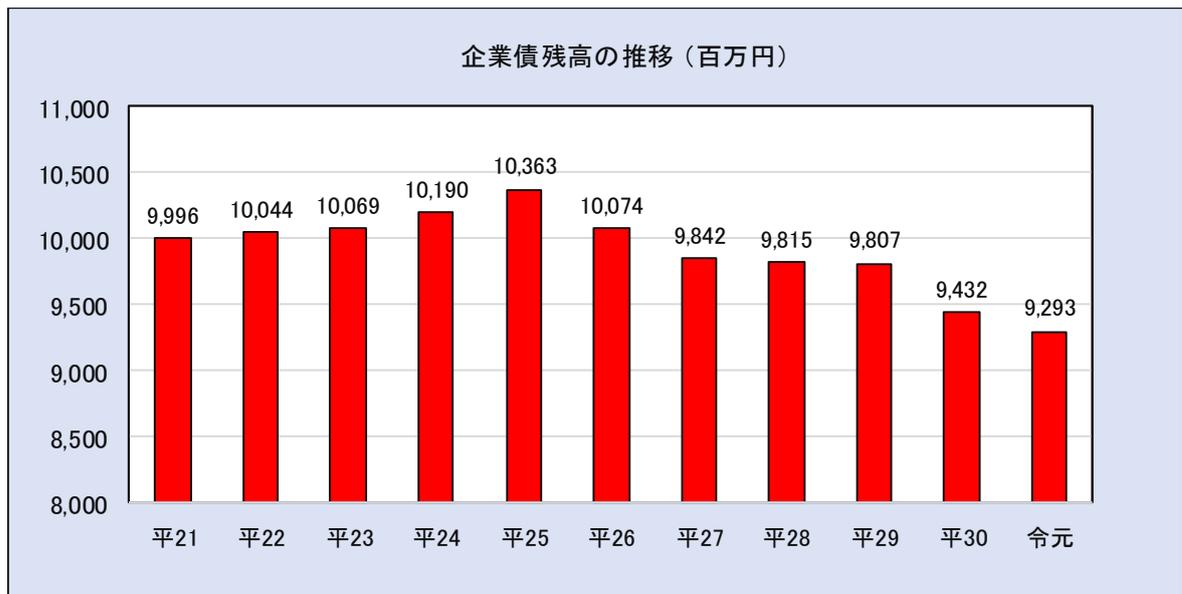
下水道施設の整備には多額の費用が必要であることから、建設改良事業の財源として、国の補助制度である社会資本整備総合交付金を積極的に活用しています。

計画期間においても、引き続き補助金の獲得に努めてまいります。今後の社会経済動向によっては、補助率等の見直しも検討されていることから、国の動向を注視しながら確実な財源確保を図っていきます。

#### (4) 企業債

令和元年度末における企業債の借入残高は約93億円で、平成25年度(103.6億円)をピークに減少していますが、依然として高い水準で推移しています。

今後も建設改良事業の財源として企業債を借入していく必要がありますが、企業債は後年度に返済しなければならない負債であることから、長期的な視点で事業経営を見据え、企業債残高の削減に努めていきます。



#### (5) 一般会計繰入金

本市の下水道事業は、令和元年度から地方公営企業に移行しましたが、現状においては自己資金(内部留保資金)が不足しているため、一般会計からの繰入金に頼らなければ円滑な事業の実施が困難な状況です。

計画期間においては、総務省から毎年度示される繰出金に関する基本的な考え方に基づき、基準内の繰入金については適正に受入れ、基準外の繰入金については段階的に縮小していくこととします。

区分	繰入金の内容
基準内繰入 (負担金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水処理に要する資本費及び維持管理費</li> <li>・水質規制、水洗便所の普及に関する事務に要する経費</li> <li>・地方公営企業法の適用に要する経費</li> <li>・臨時財政特例債等の元利償還に要する経費など</li> </ul>
基準外繰入 (補助金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の繰入金</li> <li>赤字補てんや現金収支の不足分として繰入れるもの</li> </ul>

## (6) 大規模太陽光発電事業

下水道事業では、征矢町にある飯能市浄化センター用地を活用し、附帯事業として大規模太陽光発電事業を行っています。事業期間は平成27年10月1日から令和17年9月30日までの20年間で、維持管理を含めた包括的リース方式で太陽光発電施設を設置し、売電による利益を下水道施設の維持管理費に充てています。

引き続き施設の適正な維持管理を行うことで、安定した財源の確保に努めていきます。

(太陽光発電事業収支／税抜)

(単位:円)

年度	収入 (売電収入)	支出 (施設借料)	差引 (事業収益)
平成27年度	40,506,464	28,218,000	12,288,464
平成28年度	88,510,400	56,436,000	32,074,400
平成29年度	88,887,424	56,436,000	32,451,424
平成30年度	79,261,760	56,436,000	22,825,760
令和元年度	83,514,912	56,436,000	27,078,912
累計	380,680,960	253,962,000	126,718,960

※平成30年度は、公営企業化に伴う打切決算のため、収入は11か月分を計上



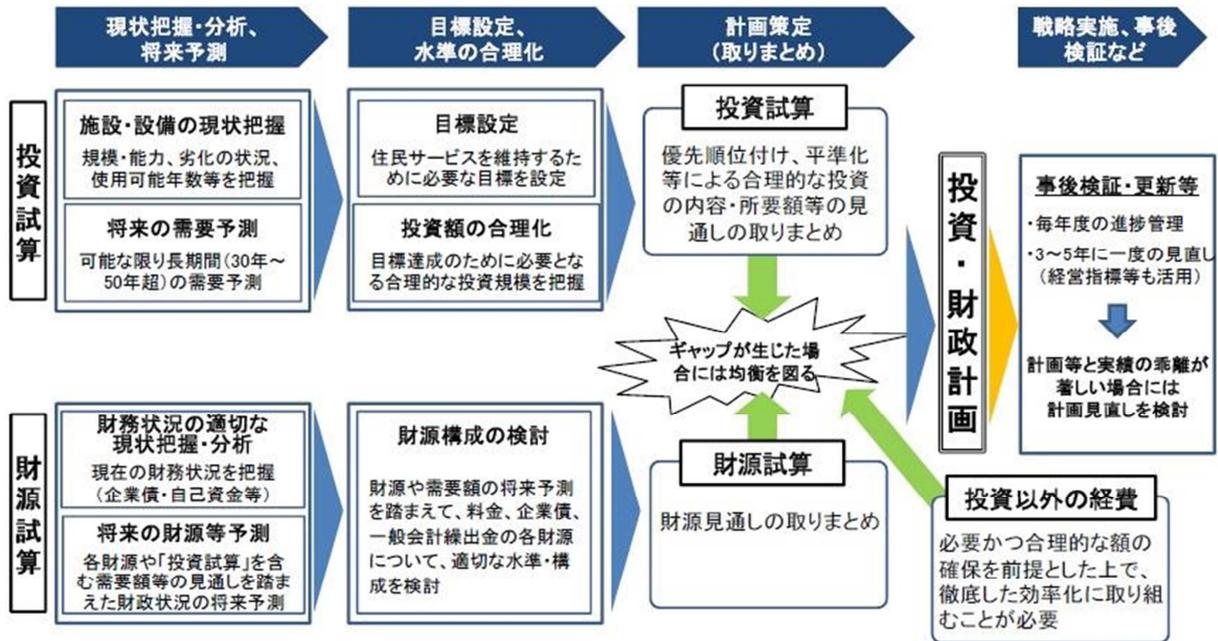
(大規模太陽光発電施設)

## 第7章 投資・財政計画

### 7-1 投資・財政計画策定までの流れ

経営戦略プランの中心となる「投資・財政計画」は、施設や設備の合理的な投資の見通しである投資の試算等の支出と財源見通しである財源の試算が均衡するよう調整した収支計画となります。

◆「投資・財政計画」策定までの流れ(総務省資料)



### 7-2 事業費の計上に当たっての考え方

公営企業会計では、収益的収支（損益取引）と資本的収支（資本取引）の2本立ての予算により投資・財政計画を作成することとなります。各取引における勘定科目及び計画期間における事業費の計上に当たっての考え方は以下のとおりです。

<p>収益的収支 (損益取引)</p>	<p>○下水道事業の経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出で、損益計算はこれに基づいて行われます。</p> <p>○収益的収入 (1)下水道使用料 (2)雨水処理等に要する経費に対する一般会計繰入金 (3)長期前受金戻入(非現金収入) (4)太陽光発電売電収入など</p> <p>○収益的支出 (1)処理場・ポンプ場等の維持管理やサービスの提供に要する人件費、物件費 (2)減価償却費(非現金支出) (3)企業債利息 (4)太陽光発電施設リース料など</p>
<p>資本的収支 (資本取引)</p>	<p>○損益計算には算入せず、その効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応する支出とその財源となるものです。</p> <p>○資本的収入 (1)企業債 (2)企業債元金償還に対する一般会計繰入金 (3)国庫補助金 (4)受益者負担金など</p> <p>○資本的支出 (1)建設改良費 (2)企業債償還金(元金)など</p>

区分	計上に当たっての考え方
収益的 収支	収入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金収入は、下水道未整備地区への管きよ整備による増加要因と、人口減少や社会環境の変化に伴う減少要因が均衡することで、概ね横ばいで推移すると見込んで計上。</li> <li>・一般会計繰入金は、公営企業化に伴う経営基盤の強化を図るため、一定期間は現行の水準を維持するが、繰出基準外の繰入については段階的に減少すると見込んで計上。</li> <li>・長期前受金戻入は、計画期間内において新たに取得する償却資産の財源(国庫補助金等)の増加に伴い、年々増加すると見込んで計上。</li> <li>・附帯事業収益(太陽光売電収入)は、年間の日照時間が発電量に大きく影響し、収入の算定が難しいため、発電施設の減耗分を見込んで計上。</li> </ul>
	支出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費等の経常経費は、社会環境の変化に伴う増加要因と経営改善に伴う減少要因が均衡することで、概ね横ばいで推移すると見込んで計上。</li> <li>・減価償却費は、既存施設に係る償却予定額に、計画期間内において新たに取得する償却資産に係る償却見込額を加算し、年々増加すると見込んで計上。</li> <li>・企業債利息は、既借入分に係る償還予定額に、計画期間内における新規借入分に係る償還見込額を加算して計上。高利債が徐々に償還満了となるため減少で推移。</li> <li>・附帯事業費用(大規模太陽光売電施設事業費用)は、施設の維持管理を含めた包括的リース方式で、長期継続契約であるため同額を計上。</li> </ul>
	差引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益的収支は、支出において企業債の支払利息の減少等が見込まれるため、現行の使用料水準を確保できれば、計画期間内は黒字で推移する見込み。</li> </ul>
資本的 収支	収入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業債は、投資の試算に基づき計上した建設改良事業の財源として、各年度の事業規模に応じた適正額を計上。</li> <li>・国庫補助金は、投資の試算に基づき計上した建設改良事業の財源として、補助の対象となる事業を精査し、対象事業費の50%を計上。</li> <li>・一般会計繰入金は、公営企業化に伴う経営基盤の強化を図るため、一定期間は現行の水準を維持するが、繰出基準外の繰入については段階的に減少すると見込んで計上。</li> <li>・工事負担金(下水道受益者負担金)は、排水処理区域の拡大に伴い新たな発生する受益者負担金が概ね横ばいで推移すると見込んで計上。</li> </ul>
	支出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設改良費は、投資の試算に基づく建設改良事業の所要額を計上。事業費の算出に当たっては、可能な限り更新費用の低減化と平準化を図った。</li> <li>・企業債償還金は、既借入分に係る予定額に新規借入分に係る見込額を加算して算出。計画期間内においては、新規借入額が償還額を下回るため減少で推移。</li> </ul>
	差引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本的収支は、会計上赤字となるが、収益的収支の損益勘定留保資金(減価償却費等—長期前受金戻入)により補てん可能な水準で推移する見込み。</li> </ul>

※企業会計への移行に伴い、令和元年度から公共下水道事業(飯能処理区)と特定環境保全公共下水道事業(原市場処理区)を合わせて決算を調製していることから、「投資・財政計画」についても同様の表記とします。

## 7-3 投資・財政計画

## (1) 収益的収入及び支出

区 分		年 度				
		計 画 期 間				
		令和3	令和4	令和5	令和6	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益	1,206,000	1,206,000	1,226,000	1,226,000	
	(1) 使 用 料 収 入	970,000	970,000	970,000	970,000	
	(2) そ の 他	236,000	236,000	256,000	256,000	
	2. 営 業 外 収 益	658,000	662,000	685,000	711,000	
	(1) 補 助 金	50,000	50,000	50,000	50,000	
	他 会 計 補 助 金	50,000	50,000	50,000	50,000	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	564,000	566,000	589,000	615,000	
	(3) そ の 他	44,000	46,000	46,000	46,000	
	3. 附 帯 事 業 収 益	88,000	88,000	88,000	88,000	
	(1) 太 陽 光 発 電 施 設 売 電 収 入	88,000	88,000	88,000	88,000	
	収 入 計 (A)	1,952,000	1,956,000	1,999,000	2,025,000	
	收 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,617,000	1,625,000	1,658,000	1,671,000
		(1) 職 員 給 与 費	88,000	89,000	89,000	89,000
		基 本 給	68,000	68,000	68,000	68,000
そ の 他		20,000	21,000	21,000	21,000	
(2) 経 費		595,000	605,000	605,000	605,000	
動 力 費		78,000	81,000	81,000	81,000	
修 繕 費		65,000	67,000	67,000	67,000	
材 料 費		2,000	3,000	3,000	3,000	
そ の 他		450,000	454,000	454,000	454,000	
(3) 減 価 償 却 費		934,000	931,000	964,000	977,000	
2. 営 業 外 費 用		173,000	167,000	158,000	149,000	
(1) 支 払 利 息		130,000	126,000	117,000	108,000	
(2) そ の 他		43,000	41,000	41,000	41,000	
3. 附 帯 事 業 費 用		61,000	61,000	61,000	61,000	
(1) 大 規 模 太 陽 光 発 電 事 業 費 用	61,000	61,000	61,000	61,000		
支 出 計 (B)	1,851,000	1,853,000	1,877,000	1,881,000		
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	101,000	103,000	122,000	144,000		
特 別 利 益 (D)	0	0	0	0		
特 別 損 失 (E)	10,000	1,000	1,000	1,000		
特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 10,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (C)+(F)	91,000	102,000	121,000	143,000		

単位:千円(税込)

計 画 期 間					
令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
1,226,000	1,226,000	1,226,000	1,226,000	1,226,000	1,226,000
970,000	970,000	970,000	970,000	970,000	970,000
256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000
711,000	724,000	738,000	745,000	741,000	736,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
615,000	629,000	644,000	652,000	649,000	645,000
46,000	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000
87,000	87,000	87,000	87,000	86,000	86,000
87,000	87,000	87,000	87,000	86,000	86,000
2,024,000	2,037,000	2,051,000	2,058,000	2,053,000	2,048,000
1,690,000	1,711,000	1,732,000	1,743,000	1,737,000	1,732,000
89,000	89,000	89,000	89,000	89,000	89,000
68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000
21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
605,000	605,000	605,000	605,000	605,000	605,000
81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000
67,000	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
454,000	454,000	454,000	454,000	454,000	454,000
996,000	1,017,000	1,038,000	1,049,000	1,043,000	1,038,000
143,000	136,000	131,000	128,000	124,000	121,000
102,000	95,000	90,000	87,000	83,000	80,000
41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
1,894,000	1,908,000	1,924,000	1,932,000	1,922,000	1,914,000
130,000	129,000	127,000	126,000	131,000	134,000
0	0	0	0	0	0
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
129,000	128,000	126,000	125,000	130,000	133,000

## (2) 資本的収入及び支出

区 分		年 度	計 画 期 間				
			令和3	令和4	令和5	令和6	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	530,000	553,000	374,000	541,000	
		2. 他 会 計 補 助 金	256,000	255,000	235,000	235,000	
		3. 他 会 計 負 担 金	21,000	20,000	20,000	20,000	
		4. 国（都道府県）補助金	374,000	402,000	272,000	394,000	
		5. 工 事 負 担 金	13,000	12,000	12,000	12,000	
		計 (A)	1,194,000	1,242,000	913,000	1,202,000	
	(A)のうち翌年度に繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0		
	総 計 (A)－(B) (C)	1,194,000	1,242,000	913,000	1,202,000		
	収 支 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	976,000	1,074,000	749,000	1,063,000
			職 員 給 与 費	41,000	42,000	42,000	42,000
そ の 他			935,000	1,032,000	707,000	1,021,000	
2. 企 業 債 償 還 金		659,000	656,000	665,000	622,000		
計 (D)		1,635,000	1,730,000	1,414,000	1,685,000		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)－(C) (E)		441,000	488,000	501,000	483,000		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	350,000	386,000	380,000	340,000	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	91,000	102,000	121,000	143,000	
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	
		4. そ の 他	0	0	0	0	
		計 (F)	441,000	488,000	501,000	483,000	
補填財源不足額 (F)－(E)		0	0	0	0		
企 業 債 残 高		9,151,000	9,048,000	8,757,000	8,676,000		

## ○他会計繰入金

収益的収支分	323,000	325,000	345,000	345,000
うち基準内繰入金	273,000	275,000	295,000	295,000
うち基準外繰入金	50,000	50,000	50,000	50,000
資本的収支分	277,000	275,000	255,000	255,000
うち基準内繰入金	21,000	20,000	20,000	20,000
うち基準外繰入金	256,000	255,000	235,000	235,000
合 計	600,000	600,000	600,000	600,000

単位:千円(税込)

計 画 期 間					
令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
439,000	449,000	438,000	438,000	438,000	438,000
235,000	218,000	201,000	186,000	171,000	156,000
20,000	18,000	16,000	12,000	8,000	4,000
319,000	327,000	319,000	319,000	319,000	319,000
12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
1,025,000	1,024,000	986,000	967,000	948,000	929,000
0	0	0	0	0	0
1,025,000	1,024,000	986,000	967,000	948,000	929,000
877,000	896,000	876,000	876,000	876,000	876,000
42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
835,000	854,000	834,000	834,000	834,000	834,000
594,000	586,000	540,000	532,000	505,000	476,000
1,471,000	1,482,000	1,416,000	1,408,000	1,381,000	1,352,000
446,000	458,000	430,000	441,000	433,000	423,000
317,000	330,000	304,000	316,000	303,000	290,000
129,000	128,000	126,000	125,000	130,000	133,000
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
446,000	458,000	430,000	441,000	433,000	423,000
0	0	0	0	0	0
8,521,000	8,384,000	8,282,000	8,188,000	8,121,000	8,083,000

345,000	344,000	343,000	342,000	341,000	340,000
295,000	294,000	293,000	292,000	291,000	290,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
255,000	236,000	217,000	198,000	179,000	160,000
20,000	18,000	16,000	12,000	8,000	4,000
235,000	218,000	201,000	186,000	171,000	156,000
600,000	580,000	560,000	540,000	520,000	500,000

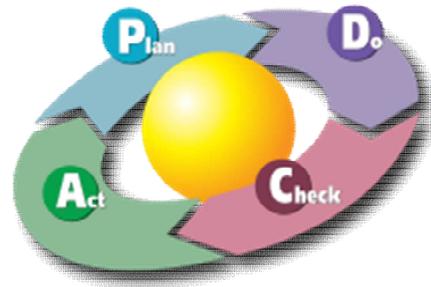
## 第8章 フォローアップ

### 8-1 進行管理

経営戦略プランに定めた個別事業を円滑に進めていく手法として、PDCAサイクルを活用し、毎事業期間終了時に事業の進捗状況や目標値の達成状況等の確認（モニタリング）を行います。

PDCAサイクルとは、次の4つの段階を継続的に繰り返すことにより、業務改善を図る手法です。

P (Plan)	計画策定
D (Do)	事業の実施
C (Check)	検証、評価
A (Act)	見直し



### 8-2 進捗状況等の公表

経営戦略プランに定めた個別事業の進捗状況や目標値の達成状況等については、飯能市総合振興計画との整合性に留意するとともに、毎事業年度終了後に下水道事業審議会に報告し、ホームページ等でも公表します。

また、進行管理を行っていく中で、事業の進捗率や目標値の達成状況が低いものについては、予算の組み替えや事業内容の見直しを適宜行うこととし、事業評価に当たっては、「投資・財政計画」と実績額との乖離及びその原因を分析し、次期計画の策定に役立てます。

なお、本経営戦略プランは、一定期間（3～5年）の取組における成果の検証・評価を行い、より質の高いものに改定していきます。